

石油税について、新たに「石炭」に対して課税することとされ、その法律名が「石油石炭税」に改称されます。また、LPGやLNGに対する税率が引き上げられます。

平成 15 年 9 月掲載

平成 17 年 4 月 1 日最終更新(特定石炭の免税措置の適用期限の延長)

国 税 庁

「石油税」は、国内で採取される「原油」・「天然ガス(LNG)」又は輸入される「原油」・「石油製品」・「石油ガス(LPG)・天然ガス(LNG)」に対して課税されていますが、平成 15 年 10 月 1 日以降、新たに「石炭」に対して課税することとされ、その法律名が「石油石炭税」に改称されます。また、石油ガス(LPG)や天然ガス(LNG)に対する税率が引き上げられます。

I 関係法令

- (1) 次の法律により石油税法（以下「石法」といいます。）及び租税特別措置法（以下「措法」といいます。）の一部が改正されています。
 - ◎ 所得税法等の一部を改正する法律（平成 15 年 3 月 31 日法律第 8 号（以下「所法等改正法」といいます。））
- (2) 次の政令により石油税法施行令（以下「石令」といいます。）及び租税特別措置法施行令（以下「措令」といいます。）の一部が改正されています。
 - ◎ 石油税法施行令の一部を改正する政令（平成 15 年 3 月 31 日政令第 137 号（以下「改正石令」といいます。））
 - ◎ 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 15 年 3 月 31 日政令第 139 号）

II 改正内容

- (1) 課税物件に「石炭」を追加
 - イ 「石炭」が課税物件に追加されました（石法 2、3）。

(注)石炭とは、関税定率法別表 27・01 項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの（外国から本邦に到着したもの以外のものにあつては、採取されたものに限りまゝ。）をいいます（石法 2 四）。
 - ロ 輸入される石炭のうち、特定石炭（鉄鋼の製造に使用する石炭、コークスの製造に使用する石炭及びセメントの製造に使用する石炭をいいます。）については、輸入時に税関長に対し免税での引取りを申請し（経済産業大臣が特定石炭に該当する旨の証明を行った証明書を添付する必要があります。）承認を受けることにより、平成 15 年 10 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの間の措置として、石油石炭税が免除されます（措法 90 の 4 の 2、措令 48 の 7）。

(注)租税特別措置法の一部改正により、特定石炭に係る石油石炭税の免税措置の適用期限が、平成 17 年 3 月 31 日から平成 19 年 3 月 31 日までに延長されました。（平成 17 年 4 月 1 日更新）
- ハ 輸入される石炭のうち、沖縄発電用特定石炭（沖縄県で一般電気事業者又は卸電気事業者が発電の用に供する石炭をいいます。）については、輸入時に税関長に対し免税での引取りを

申請し（経済産業大臣が沖縄発電用特定石炭に該当する旨の証明を行った証明書を添付する必要があります。）承認を受けることにより、平成 15 年 10 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間の措置として、石油石炭税が免除されます（措法 90 の 4 の 3、措令 48 の 8）。

(2) 税率については、以下のとおり段階的に引き上げられます（石法 9、所法等改正法附則 44、45）。

区 分	改正前 (～平成 15.9.30)	平成 15.10.1 ～平成 17.3.31	平成 17.4.1 ～平成 19.3.31	平成 19.4.1～
L P G	670 円/t	800 円/t	940 円/t	1,080 円/t
L N G	720 円/t	840 円/t	960 円/t	1,080 円/t
石 炭	—	230 円/t	460 円/t	700 円/t

(注) 原油・石油製品の税率は、2,040 円/kl で従前のとおりです。

(3) 実施時期

平成 15 年 10 月 1 日から適用されます（所法等改正法附則 1 四）。

ただし、一部の手続き規定については次のとおり平成 15 年 4 月 1 日から適用されています。

イ 石炭の採取場に係る納税地の特例の承認の申請（石法 7、石令 3、所法等改正法附則 1）

ロ 引取りに係る石炭についての課税標準及び税額の申告の特例に係る承認の申請（石法 15、所法等改正法附則 49、改正石令附則 2）

ハ 石炭の採取の開廃等の申告（石法 20、所法等改正法附則 51、石令 19、改正石令附則 3）

現に石炭の採取を行っている者若しくは新たに石炭の採取をしようとする者（委託者を含む）については、平成 15 年 9 月 30 日までに所轄税務署長に開始申告をしなければならぬこととされています。

Ⅲ 各種照会窓口等

石油石炭税についてお分かりにならないことがありましたら、次の各問い合わせ先にご照会ください。

・石油石炭税法及び租税特別措置法に規定する法令の解釈又は税務上の手続など

○ 国税庁課税部消費税室（諸税第一係）Tel(代表)03-3581-4161（内線 3578）

次の相談センター〔揮発油税等広域審理担当〕

○ 東京国税局（消費税課） Tel(代表)03-3216-6811（内線 2666, 2667）

○ 大阪国税局（消費税課） Tel(代表)06-6941-5331（内線 2776, 2932）

【国税庁ホームページ】 <http://www.nta.go.jp/>

・石炭の輸入における税関手続

各税関の税関相談官（室）

【税関ホームページ】 <http://www.customs.go.jp/>

・経済産業省における問い合わせ先は以下のとおりです。

○石炭に係る石油石炭税一般・コークスの製造に使用する石炭関連

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石炭課 Tel 03-3501-1727

○鉄鋼の製造に使用する石炭関連

経済産業省 製造産業局 鉄鋼課 製鉄企画室 Tel 03-3501-1733

○セメントの製造に使用する石炭関連

経済産業省 製造産業局 住宅産業窯業建材課 Tel 03-3501-9255

○沖縄県において一般・卸電気事業者が発電の用に供する石炭関連

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 Tel 03-3501-1749

【資源エネルギー庁ホームページ】 <http://www.enecho.meti.go.jp/>